

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター非常勤職員（政策調査員）募集要項

1. 採用内容

- （１）採用予定人数：若干名
- （２）採用予定日：令和７年８月１日以降

2. 業務内容

サイバーセキュリティに関する業務に対する技術的支援、サイバーセキュリティに関する動向・技術情報の収集・分析、インシデント対応に関する情報の収集・分析及び関連組織との情報共有、被害府省庁等に対する技術的支援等に関する業務

3. 応募資格

以下の業務経験（５年程度又はそれと同等と認められる期間）のいずれかを有する者。

- ① 情報の収集・分析業務（サイバーセキュリティに関する動向・技術情報、インシデント対応に関する情報及び情報システムの能力向上等に関する情報の収集・分析等）
- ② サイバーセキュリティ関連業務（情報システムのセキュリティ監視、脆弱性対策の実施、マルウェア感染や情報流出等の事案対応又はそれらに付随する技術的支援等）

なお、以下に該当する者は応募できませんので、予め御了承ください。

- （１）日本国籍を有しない者
- （２）国家公務員法第３８条の規定により国家公務員になることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- （３）平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4. 応募方法

（１）提出書類

提出書類は、次の①から④とし、①と②については指定様式を使用願います。

- ① 履歴書（様式１）
 - ・ 顔写真を貼付けしてください。
 - ・ 日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載してください。
 - ・ 高等学校以上の学歴や職歴を全て記載してください。なお、学歴については入学及び卒業年月、職歴については入社及び退社年月の記載漏れがないようにお願いします。
 - ・ 志望動機を記載してください。
- ② 職務経歴書（様式２）
 - ・ これまでの職歴について、期間、業務内容（担当業務の詳細、実績等）や役職等を記載してください。記載に当たっては、履歴書の職歴との整合性をとってください。
- ③ IT・セキュリティ等に関する資格を有する場合には、その証書の写し
- ④ 最終学歴を証明できるものの写し（卒業証書等の写し）

(2) 書類提出先及び問い合わせ先

〈郵送の場合〉

〒107-0052

東京都港区赤坂2-4-6

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター 人事担当 菱田、進藤

電話（代表）03-5253-2111（内線：87133）

※ 封筒の表に「**非常勤職員応募（対処・外部連携ユニット）**」と必ず朱書きしてください。

〈メールの場合〉

nisc_jinji_saiyo★cyber.go.jp （★は@に置き換えてください。）

※ メールの件名は「非常勤職員応募（対処・外部連携ユニット）【氏名】」としてください。

※ 提出書類のファイル名は「履歴書（氏名）」、「職務経歴書（氏名）」及び「最終学歴証明（氏名）」としてください。ファイル形式はワード、エクセル又はPDFをお願いします。

(3) 応募締切

〈郵送の場合〉

令和7年6月26日（木）必着

〈メールの場合〉

令和7年6月26日（木）12時00分受信分まで有効

※ 応募書類の提出状況に応じ、応募締切前であっても随時選考を行います。

5. 選考方法

以下の方法で選考を行います。

① 1次選考：書類審査

② 2次選考：面接

※ 書類審査（1次選考）の結果、面接（2次選考）を行うこととなった方には、2次選考の日時・場所を連絡させていただきます。

※ 令和7年7月3日（木）までに、当方より連絡がない場合には、1次選考の結果が不合格となりますので、御了承ください。

6. 勤務条件

(1) 勤務地：東京都港区赤坂2-4-6

(2) 勤務時間等：週5日 1日5時間45分

（10時00分～12時00分、13時30分～17時15分）

又は週3日 1日7時間45分

（9時30分～12時00分、13時00分～18時15分）

(3) 任期：採用日から2年間

※ 勤務状況によっては、任期更新もあり得ます。

(4) 給与等：一般職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、学歴、就職後の経験年数を勘案し、常勤職員との権衡を考慮して支給

※ 賞与・昇給はありません。

※ 厚生年金保険の適用対象となります。

雇用保険については、適用の対象となる場合があります。

非常勤職員（政策調査員）は国家公務員共済組合の短期組合員となりますので、短期給付の適用対象となります。（短期給付は、健康保険制度及び

介護保険制度に相当するものです。)

7. 留意事項

採用後、当該非常勤職員が現に所属するか又は過去2年間に属していた事業者等については、当該非常勤職員が妥当性評価及び助言等を行う調達案件には入札できませんので、予め御了承ください。

8. その他

- ・ 応募の秘密については厳守します。また、応募書類の返却はしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 面接に伴う交通費等の経費は自己負担となります。
- ・ 国家公務員身分証としてマイナンバーカードを使用するため、勤務に当たってはマイナンバーカードが必要となります。